

○生駒市自動車駐車場条例及び生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(1) 生駒市自動車駐車場条例新旧対照表(第1条関係)

現行		改正案	
(路外駐車場の設置等) 第1条 道路の効用の保持及び道路交通の円滑化を図り、もって自動車を利用する者の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与するため、本市に駐車場法(昭和32年法律第106号)の規定による路外駐車場を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。		(路外駐車場の設置等) 第1条 道路の効用の保持及び道路交通の円滑化を図り、もって自動車を利用する者の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与するため、本市に駐車場法(昭和32年法律第106号)の規定による路外駐車場を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
生駒駅南自動車駐車場	生駒市本町3番3号	生駒駅南自動車駐車場	生駒市本町3番3号
ベルテラスいこま自動車駐車場	生駒市北新町	ベルテラスいこま自動車駐車場	生駒市北新町10番36-102号

(2) 生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例(平成 25 年 12 月生駒市条例第 39 号)新旧対照表(第 2 条関係)

現行		改正案	
第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。 (別館の設置等) 第21条 たけまるホールに別館を置く。 2 別館の名称及び位置は、次のとおりとする。		第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。 (別館の設置等) 第21条 たけまるホールに別館を置く。 2 別館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
生駒駅前図書室	生駒市北新町	生駒駅前図書室	生駒市北新町10番36-501号
3 別館については、第4条から第18条まで及び前条の規定は、適用しない。 4 別館における第19条の規定の適用については、同条中「指定管理者」とあるのは、「教育委員会」とする。		3 別館については、第4条から第18条まで及び前条の規定は、適用しない。 4 別館における第19条の規定の適用については、同条中「指定管理者」とあるのは、「教育委員会」とする。	